

(目的)

第1条 この細則は、北海道医療大学認定薬剤師研修制度規程第6条ならびに北海道医療大学認定薬剤師研修制度運営委員会細則第5条の規定に基づき、認定評価委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 委員長 1名（薬学部教員兼担、薬剤師支援センター員兼務）
- (2) 内部委員 3名（薬学部教授会から選出された専任教員）
- (3) 外部委員 2名（病院薬剤師1名、薬局薬剤師1名）

2 委員長は、薬剤師支援センター員が兼務する。

3 内部委員は、認定薬剤師研修制度運営委員会の議を経て、薬学部教職員より薬学部長が委嘱し、そのうち1名は認定薬剤師研修制度運営委員とする。

4 外部委員は、北海道薬剤師会及び北海道病院薬剤師会から推薦を受け、薬学部長が委嘱する。

(任期)

第3条 前項の委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業)

第4条 委員会は、認定薬剤師研修制度に関する次の事項の実施に当たる。

- (1) 薬剤師研修講座内容の事前審査、課題及び講師選定の妥当性の判断
- (2) 認定申請受付、提出書類並びに研修単位の確認及び認定薬剤師研修制度運営委員会に結果の報告
- (3) 研修実行委員会の研修単位付与の妥当性評価
- (4) その他の関連事項

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、薬剤師支援センター管理運営委員会の議を経て、薬剤師支援センター長が決定する。

附 則

この細則は、平成22年11月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成28年8月1日より施行する。